

京都市立小学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和元年12月23日

京都市長 門川大作

京都市規則第70号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市立小学校条例の一部を改正する条例（平成28年6月10日京都市条例第5号）
中第2条の規定の施行期日は、令和2年4月1日とする。

（総合教育センター学校統合推進室計画課）